

令和3年 第2回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和3年2月19日(金) 14時00分～16時35分
場 所	阪南市防災コミュニティセンター多目的室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 森 口 賢 二 委 員 八 田 三 紀 委 員 鎌 田 麻 美 子 委 員 辻 雅 之</p> <p>〈事務局(生涯学習部)職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹 生涯学習部理事 神 藤 直 樹 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 学校給食センター所長 河 野 貢 学 校 教 育 課 長 丹 野 恒 生涯学習推進室長 木 村 浩 之 生涯学習推進室参事 中 出 篤 尾崎公民館長 榎 谷 篤 東鳥取公民館長 國 見 千 春 西鳥取公民館長 熊 本 将 副理事兼図書館長 加 藤 靖 子</p>
事務局	<p>教育総務課主査 中 山 直 子 教育総務課主事 中 佐 祐 穂</p>
書記	教育総務課主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

会議の要旨

(教育長)

令和3年第2回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に鎌田委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和3年第1回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和3年第1回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆協議事項第1号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」(学校教育課)

(教育長)

協議事項第1号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」学校教育課の説明を求める。

(学校教育課長)

本市では、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、「阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例」により、「阪南市いじめ問題対策連絡協議会(いわゆる「連絡協議会」)」、「いじめ防止対策委員会(いわゆる「対策委員会」)」及び「いじめ問題再調査委員会(いわゆる「再調査委員会」)」を位置付けている。

そのうち、「対策委員会」は、いじめの防止等のための調査及び助言に関することと、いじめの重大事態に係る事実関係の調査審議をする教育委員会の附属機関であり、現在は、弁護士、学識経験者、臨床心理士、社会福祉士、医師の5名の委員で組織し、運営しているところである。また「再調査委員会」は、「対策委員会」によるいじめの重大事態の調査結果について、再度調査が必要である場合に、市長の諮問に応じ、いじめの重大事態の調査の結果について必要な調査を行う市長の附属機関である。委員は「学識経験者その他市長が適当と認める者」のうち3名以内で組織することとしており、本市では「再調査委員会」は未設置であるが、設置する場合は「対策委員会」同様、学識経験者のほか、弁護士の方などを委員とすべきと考えている。

いずれの委員も、いじめ問題に精通していることに加え、調査等を行うことについて極めて高い専門性が必要であり、調査にあたる際は拘束時間が長くなる場合があること、また、平成30年9月に日本弁護士連合会から示された「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」で報酬額の目安が30分5,400円程度と示され、他の自治体でも報酬額を改正していることから、本市においても、各委員会の担当事務の専門性の高さを踏まえ、業務の円滑な運営のため、報酬の適正化を目的として額を改正しようとするものである。

「対策委員会」及び「再調査委員会」の報酬を、現行の1日当たり6,500円から1日当たり10,500円に改める議案を、3月の第1回市議会定例会へ上程するため、協議をお願いする。なお、施行期日は令和3年4月1日である。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

確認だが、本日の報告事項第4号のいじめ問題対策連絡協議会の委員と、今回報酬額を増額する2委員会の委員とは重複していないのか。また、当事者から話を聴取するなど、調査のための業務も対象となるのか。

(学校教育課長)

同じ条例で位置付けているものではあるが、本案件の2委員会といじめ問題対策連絡協議会とは別の組織であり、委嘱している委員も別の方である。また、調査にかかる業務についても、報酬の対象となる。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

協議事項第1号について、協議が整ったものとする。

◆議決事項第1号「阪南市立公民館条例施行規則の一部改正について」(尾崎公民館)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市立公民館条例施行規則の一部改正について」尾崎公民館の説明を求める。

(尾崎公民館長)

今回の規則改正は、阪南市立公民館の中央公民館体制構築のための措置である。公民館の運営については中央公民館が3地区公民館を統括すること、地区公民館は中央公民館と連携して事業実施すること、中央公民館の開館時間は午前9時から午後5時までで、地区公民館は午前9時から午後10時までとすることを、それぞれ規定するものである。また、中央公民館は貸館を行わないため、公民館の使用の許可を地区公民館に限定するための改正も行う。なお、施行期日は令和3年4月1日

である。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

中央公民館の開館時間は午後5時までとのことだが、経費節減のためか。また、職員の勤務時間も同様の時間か。さらに、午後5時から10時までの間に緊急事態等が起こっても、その対応は指定管理者に一任するのか。さらに、夜間の公民館利用はどのような状況か。

(尾崎公民館長)

中央公民館に配置する職員の勤務時間は、経費節減というよりも、本庁勤務職員に合わせ、午前8時45分から午後5時15分までとなる。また、地区公民館の管理は、午後5時以降の管理も含め、指定管理者で行う。なお、現在も午後5時以降については、シルバー人材センターに管理を委託している。

次に、午後5時から10時までの利用状況であるが、定期的に利用している団体は、尾崎公民館では、火曜日4団体、水曜日3団体、木から土曜日は1又は2団体、東鳥取公民館では、火から金曜日までは1団体、土曜日は3団体、西鳥取公民館では、火曜日2団体、金曜日1団体、土曜日1団体であり、他に、不定期に利用する団体もある。

(教育長職務代理人)

指定管理者によって公民館の夜間利用がより活発化されることを願うが、自然災害等が発生した場合の対応は徹底されたい。

(教育長)

令和3年4月1日から中央公民館体制が始まるということは、市民にどのように周知するのか。

(尾崎公民館長)

広報はなんん4月号のほか、市ウェブサイトにも掲載する予定である。

(教育長)

市民の方々が引き続き安心して利用できるよう、願います。

(鎌田委員)

現在、午後5時以降の管理はシルバー人材センターに委託しているとのことだが、4月以降も引き続きシルバーへ委託するのか。

(尾崎公民館長)

現在指定管理者と協議中だが、午後5時以降も指定管理者が管理するところと、シルバー人材センターに引き続き委託するところがあるようだ。いずれにせよ、きちんと管理していただけるものとする。

(鎌田委員)

それはいつ決定するのか。

(尾崎公民館長)

今月中を予定している。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

協議事項第1号について、協議が整ったものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和3年1月4日から1月29日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した4件について、報告する。

1件目は、特定非営利活動法人 子どもNPOはらっぱが実施する『チャイルドラインはらっぱ』の開設である。「チャイルドラインはらっぱ」は、令和3年4月6日から令和4年3月29日の期間、毎週火曜日の午後4時から9時まで開設する18歳までの子ども専用電話で、受け手は守秘義務を守りつつ「子どもの話と気持ち」に耳を傾け、子ども自身が自分で決めることを尊重する。

2件目は、特定非営利活動法人FC岸和田主催の「ガールズスクエア」である。令和3年2月27日、貝塚市のいずみSPORTS VILLAGEで、運動することが好きな女の子を増やすことを目的として、小学3年生から中学2年生の女子を対象に、元なでしこリーグの選手と一緒にサッカーの体験をするイベントが開催される。

3件目は、特定非営利活動法人岸和田健老大学主催「NPO法人岸和田健老大学市民公開講座」である。令和3年5月15日、サラダホール・大ホールにおいて 健老大学の学生と一般の方を対象に、参加費無料で講演会と箏曲演奏会が行われる。

4件目は、「第29回大阪府在日外国人教育研究協議会研究集会泉南大会」で、同協議会主催で令和3年6月19日、大阪府内公立学校園所の教職員などを対象に、貝塚市民文化会館で全体会が、貝塚市立第一中学校で分科会が開催され、在日外国人教育、国際理解教育、多文化共生教育、日本語教育等の実践交流と討議が行われる。

以上の事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「阪南市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱の制定について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「阪南市定こども園施設整備事業費補助金交付要綱の制定について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

阪南市子育て拠点再構築方針に基づき、旧尾崎中学校用地に民間の幼保連携型認定こども園を整備するための経費のうち、幼稚園機能部分に相当する経費に対して補助金を交付するためのもので、施行期日は令和3年1月6日である。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

要綱では土地の買収又は整地に要する費用は対象としないとしており、一方で要綱の別表中に「施設の整備と一体的に整備されるもの」は本体工事費として対象になるとあるが、これはどういったものか、また国や府からの補助はあるのか。さらに、認定こども園が開設した際には地域との連携事業を実施する予定であると以前本会議で報告を受けたが、それは現在どのような状況か。加えて、令和4年度以降は尾崎地区から公立幼稚園に通うとすればはあと幼稚園ということになるが、やはり少し遠い。新設の私立認定こども園でも費用を気にすることなく入園できるのか。

(教育総務課長)

本補助金は、園舎の施設整備が対象であり、外構工事など園舎外のもの対象外である。備品については、例えば本棚でも購入し設置するだけの移動可能なものは対象外だが、作り付けで園舎に固着されるものは、対象となる。対象経費の負担割合は国が1/2、市が1/4、事業者が1/4となっており、国負担分に市負担分を上乗せした額を事業者へ交付するが、現時点で幼稚園機能部分については82,388千円、こども未来部の所管する保育所部分と合わせると291,476千円の交付を予定している。なお、国負担分は大阪府を通じて市に交付されるため、要綱上・予算上は府補助金として取り扱う。

また、事業者選定の際のプロポーザルで、地域と連携した種々の事業を行うとの提案があったが、新園の開設後、市と協議していくことになる。

費用面については、令和元年10月に始まった幼児教育・保育の無償化により、1号認定の子どもにかかる保育料の保護者負担はない。ただ、制服代や、園が特色ある保育を実施するための費用などは無償化の対象とはならず、私立幼稚園の保育料の一部を助成していた就園奨励費制度も無償化に伴って廃止となった。公立幼稚園と私立認定こども園のどちらが安い一概には言えないが、いずれにしても実費分は保護者負担となる。

(教育長職務代理人)

公立幼稚園の制服代も保護者負担か。費用が極端に高いために尾崎地区の人が私立園を選択できないということがないか、懸念している。

(教育総務課長)

公立幼稚園でも制服代は保護者にご負担いただいている。ただ、その制服代が公立と新設私立園で同程度かどうかまだわからず、また私立園が特色ある保育を実施すれば相応の実費負担が必要となる。その点、保護者の方にはあらかじめご納得いただきたい。

(教育長職務代理人)

地域との連携事業も実施する場になるということだから、地域の方が不安を感じることはないよう、教育委員会としてもイニシアティブをとっていただきたい。

(教育長)

今回補助金交付要綱を制定するという事は、これまでこのような補助金を交付することがなかったのか。

(教育総務課長)

市内にある既存の私立認定こども園4園は、いずれも私立保育所として市の補助を受けて開設し、その後幼保連携型認定こども園として認定されたため、私立認定こども園として開設するのは本市では初めてであり、教育部分にかかる補助金交付要綱が必要となったため、制定するものである。

(教育長)

幼稚園機能部分にかかる経費に対しては教育委員会から、保育所機能部分には他部署から交付するという事でよいか。

(教育総務課長)

幼稚園機能部分は教育委員会から、保育所機能部分についてはこども未来部から交付する。

(辻委員)

新設園の工事は間もなく始まるようだが、開園までのスケジュールは。また、先ほど教育長職務代理人からのご指摘にもあったように、旧尾崎中学校の校舎を活用して行う事業について、その後事業者から新たな提案などはあったのか。

(教育総務課長)

令和3年3月に着工、令和4年1月に竣工し、その後開設準備をして令和4年4月に開園する予定である。

旧校舎を活用した事業については、本市と協議したうえで令和8年4月1日までに開始することを条件にしておき、現時点では、新設する幼保連携型認定こども園の教育保育の内容も含めて事業者と市とで協議しているところである。内容が決定し次第、事業者から示されるものと考えている。

(辻委員)

敷地は交通量の多い道路に面しており、尾崎小学校とは隣接しているので、工事の際には通学児童の安全には十分配慮してほしい。学校園の統廃合が一段落した後の旧校舎の利活用については、教育委員として注目したいと考えている。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「阪南市子ども・子育て会議について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第3号「阪南市子ども・子育て会議について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

1月28日に開催された、令和2年度第1回阪南市子ども・子育て会議の内容について説明する。

議題1は平成31(令和元)年度阪南市子ども・子育て支援事業計画の施策・事業等の実績報告についてで、資料は、資料1・2である。

市では「阪南市子ども・子育て支援事業計画」第4章の基本目標ごとの取組に掲載している事業について、毎年度PDCAサイクルにより点検・評価を行い、進捗管理を実施することになっており、資料1は平成31(令和元)年度の実績を取りまとめたものである。昨年度までは各事業担当課の職員も会議に同席し、子ども・子育て会議の委員の方からの質問を受けていたが、今回は新型コロナウイルス感染症対策として出席を控え、委員の方に事前に会議資料に対する質問や意見をお聞きし、いただいた質問等を事務局にて精査し、意見の要素が強いと見受けられたものは事業担当課に確認した内容を指摘事項への対応状況欄に記載し、質問の要素が強いと見受けられたものは、別紙の参考資料で質問と回答をまとめて一覧表にしている。教育委員会所管の事業からいくつかピックアップして説明する。

「No.1教育・保育の提供体制の充実」の評価の理由のところに、施設型給付費とあるが、これは子ども・子育て新制度において設けられた保育所、幼稚園などの施設に対する公費による財政支援の制度である。子ども1人当たりの保育に要する経費のうち、国が定めた基準で算定した額(公定価格)から利用者負担額(保育料)を差し引いた額に基づき、計算する。

「No.2保・幼・こ・小・中の連携」、本事業の実施にあたっては、それぞれが情報交流を密に行うことが重要であると認識しながら取り組んでいるものである。

「No.3私立幼稚園就園助成等事業」は、私立幼稚園に就園させている保護者に対し、世帯の所得状況によって保育料の補助・減免を行う事業であるが、幼児教育・保育の無償化により廃止とした。報告事項第2号で先述したとおり、あくまで保育料に対する補助であり、園独自で実施している水泳や英語教育などにかかる費用や制服代、その他実費徴収の部分については対象としていない。

「No.4思春期関係健康教育」は、健康増進課の所管だが、小中学校で行われているものである。健康増進課の保健師等が学校を訪問して、思春期に関わる健康教育

を実施している取組で、子ども・子育て会議委員の方からは様々なご意見をいただいた。全校で実施すべきではないか、というのは、さらに多くの学校で外部講師を招聘して性教育を行ってはどうかというご意見と理解しているが、現在、性教育については、小中学校の保健の授業で発達段階に応じて学習しているところである。

「No.6 世代間・地域交流」では、交流やフェスタを実施している各地域教育協議会に対し、10万円ずつの補助金を交付して活動を助成するとともに、各協議会の代表者と市教委とで情報共有等を行いながらこの事業を進めているところである。

「No.8 放課後子ども教室推進事業」、「No.9 放課後の子どもの居場所事業」、「No.10 放課後子ども総合プランの推進（留守家庭児童会と放課後子ども教室の一体的な運営）」については、これまでも放課後子ども教室で稚魚放流や桜の園ハイキングなど、種々の体験活動に取り組んできたところだが、今後も地域のコーディネーターと活動内容について協議し、各事業においてスポーツ・文化活動などの体験活動の充実に努めたい。

「No.21 子ども支援員配置事業」では、子ども・子育て会議委員から支援員の研修についての質問に対し、発達障がいの特徴や支援する際の研修を実施していると答えており、今後もこうした研修を引き続き実施していきたいと考えている。

「No.26 実費徴収に係る補足給付事業」は、経済的支援が必要な世帯に対し、給食費の一部（副食費）（4,500円/月）や日用品、文房具等の購入に要する費用（2,500円）を助成する、平成31年度からの新規事業である。給食費の一部の助成は、対象が子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通っているご家庭であるため、毎年、主に園を通じて文書を配布することにより周知している。日用品、文房具等の購入費用の助成は、対象が生活保護世帯であるため、当該世帯に個別に通知している。

「No.27 幼稚園・小学校安全対策事業」は、幼稚園・小学校に有償ボランティアであるスクールサポーターを配置し、校内への不審者等の侵入を防止するとともに、地域ボランティアの発展を目的としているものである。

資料2は、計画の第5章子育て支援事業に係る量の見込み等に掲載している事業の、量の見込みと確保方策に対する実績となっている。こちらも、あらかじめご質問等をいただき、その質問等に対する回答を参考資料の裏面に記載しているのでご確認いただきたい。

次は議題2、特定教育・保育施設における利用定員の設定についてで、資料は、資料3である。資料に記載のとおり、子ども・子育て支援法では利用定員の設定に当たって市町村の子ども・子育て会議の意見を聴くことが定められており、本件は旧尾崎中学校に民間の幼保連携型認定こども園を開園することに伴う、特定教育・保育施設の利用定員の設定について子ども・子育て会議に諮ったもので、審議の結果、事務局の提案する定員設定が了承された。

続いて、議題3は、第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画の変更についてで、資料は、資料4である。第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画策定時点では、幼児期の学校教育・保育の量の見込みにおける確保方策について、尾崎地区の認定

こども園の内容が確定していなかったことから、便宜上、現状の尾崎幼稚園と尾崎保育所の定員数及び実施事業が継続するものとしていたが、(仮称) 森のあるこども園の定員数の設定について議題3で承認されたことや、尾崎幼稚園と尾崎保育所で実施していた事業は新園でも実施する見通しであることから、第2期計画における令和4年度以降の確保方策について、子ども・子育て会議に諮ったうえで、必要な計画変更を実施することとなった。審議の結果、事務局の提案する計画変更が了承された。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理人)

資料1の「No.30公園維持管理事業」で、維持管理のコスト縮減の方法や児童遊園の必要性が課題とあるが、現在小さな子どもたちが遊ぶ場所が減ってきている中、公園や児童遊園というものは、たとえ利用者が少なく維持管理が大変であっても、その意義を鑑み、自治会等の力も借りつつ、できるだけ残していってほしいと思う。

また、「No.63つどいの広場」だが、子どもを車に乗せて連れていくのは大変なので、子育て中の親子が気軽に交流できる場が市内に複数箇所あればと思う。そのことが、阪南市で子育てしたいという思いにつながると思うので、よろしく願います。

(八田委員)

「No.4思春期関係健康教育」のうち性教育に関してだが、私は、日本は性教育後進国だと考えている。諸外国では3歳ぐらいから家庭内でプライベートゾーンについて教えるなどして始めるのに対し、日本人は簡単にできるはずのHIVの感染予防さえ、知識の欠如から未だにできていないと指摘されている。現在、厚生労働省では検討委員会を設置して、どうすれば必要とする女性の元に緊急避妊薬が届くかと議論しているが、「若い女性は知識がないから」、「乱用するから」という意見が出て難航しているようだ。知識がないのであれば教えなければならないと思う。ある報告によれば、子どもの虐待死のうち、0歳児は半数近くを占め、そのほとんどが0日児、つまり生まれてすぐ殺されており、手を下すのは、その多くが10代の母親自身とのことである。妊娠は女性の体にしか起こり得ないが、そこに至るまでに関与したはずの男性は責任を負うことなく、女の子だけがその罪を一生背負っていくというのが実状である。私はそこをなんとか助けたいと考えている。中学校の間を健やかに過ごすには現在の性教育でもよいかもしれないが、その後を考えるとそれでは遅すぎる。高校の養護教諭は、中学校までに基本的なことを教えてきてほしいと言っている。日本はまだ男女平等ではなく、男女平等を教えるのも性教育だと考える。先日、ある中学校で外部講師として性教育についての授業を行ったが、実施までには2年を要した。その理由はいろいろあるが、いちばん大きいのは、外部講師を受け入れない環境だ。内部で完結できないということで、その学校が「できない」と思われる、というイメージが管理職の先生にはあるようだ。だがその考えを改め、教職員の働き方改革という観点からも、外部講師の導入を積極的に進めて

いただきたい。また、「No.1 5 阪南市児童虐待ネットワーク」にも関連するが、コロナ禍により、全国的に若い世代からの性暴力に関するSOSが増えている。ステイホームですら安全でない子どもたちがいるという認識を持って観察していただきたいと考える。

(学校教育課長)

性教育については各校において指導要領に基づいて行っているが、それ以上必要ないとの認識ではない。特に中学校においては、保健の授業だけではなく、デートDVに関する冊子を配布し、それに基づいて独自の取組を行っているところもあるが、資料に記載のとおり外部講師の招聘は減りつつある。しかし、ご指摘いただいたように、ジェンダーや人権の問題にも関わると考えるので、教育委員会として真摯に取り組んでいきたい。

(教育長)

性教育は、性の多様性、人権、いのちなどにつながるもので、今後より深く取り組まなければならない。後ほど報告のある「令和3年度阪南市学校園教育基本方針(案)」と同様、まずは教育委員会内部で話し合っ方針を示さなければ、各校の校長も取り組みづらいと思う。良い問題提起をいただいたので、教育委員会事務局でしっかりと受け止め、実行されたい。

(鎌田委員)

先日、八田委員が行われた性教育の授業を見学した。中学校2年生を対象としたもので、1時間ではあったが内容も濃くてわかりやすく、子どもたちが真剣に聴いていたのが印象的だった。私は娘も息子もいる保護者だが、女性の体のことはわかっていても男性の体はよくわからないところもあり、家庭内で十分な教育ができていとは言えない。また普段接している親や教師だと言いくかたり、気恥ずかしかったりすることでも、外部から来られた先生であれば、程よい距離感で受け入れやすいと感じた。子どもたちだけでなく保護者にとっても大変有意義な内容であり、PTAなど保護者だけで聴く機会もあればと感じた。

(教育長)

先ほど八田委員のご発言にあったように、知識がなければ、認識したり、判断したりすることができない。知識があれば、子どもたちは子どもたちなりに判断していくはずだ。性教育によって必要な力を身に付けさせれば、あとは子どもたちを信じていることができる。八田委員の授業を真剣に聴いていたという様子からもわかるように、性というのは子どもたちにとって非常に大きなテーマである。重要なお提言に感謝する。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「令和2年度第2回いじめ問題対策連絡協議会の議事録について」

(学校教育課)

(教育長)

報告事項第4号「令和2年度第2回いじめ問題対策連絡協議会の議事録について」学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長)

本協議会は、協議事項第1号と同一の条例に基づいて設置するものであるが、学校関係者や市関係部署の職員、岸和田子ども家庭センター職員、大阪府教育庁のスクールソーシャルワーカーや警察署員などで構成され、団体間の連携推進や連絡調整を図ることを目的としている。

令和2年12月17日に開催された、令和2年度第2回いじめ問題対策連絡協議会議事録について報告する。

案件は、(1) 令和2年度のいじめの状況について、(2) 重大事態に該当する事案について、(3) いじめアンケートについて、であった。

詳細は資料のとおりであるが、中でも大きく取りあげたのは、いじめアンケートについてであった。アンケートは何のために実施して、どのように使うのかということをお記しておけば、子どもたちにも記述してもらえないか、書けるかどうかは普段からの担任教師等との関係にもよるのではないかと、また、友人関係がうまくいかない原因が自分の性格にあるのではないかと悩む子どももいるので、そういった気持ちを汲み取ることができればよいが、といった意見があった。一方で、いじめは、授業中ではなく主に休憩時間に生起するものだから、休憩時間が楽しいかと聞くことでそこから掘り下げられると、評価をいただいた項目もある。その他多数いただいた有意義なご意見を今後のアンケートに反映させて子どもたちの状況を把握し、どうやっていじめ防止につなげていくかということに注力したい。具体的には、協議会の内容を校長会や教頭会で周知するとともに、生徒指導担当の教員には教育委員会の指導主事から直接伝え、アンケートの見直しについて指示しているところである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

議事録の5頁にもあるように、いじめに関しては正常性バイアスを働かせてはいけないと肝に銘じ、いじめ防止の体制づくりに努めなければならない。そのためには教師が常にアンテナを張っておくことが必要だが、授業で教えるばかりでは子どもの心が読めなくなる。子どもと遊ぶ時間を設け、心を通わせることが重要であるということ、特に若手教員には伝えてほしい。

(学校教育課長)

ご指摘どおり、教員が常にアンテナを張ること、多分大丈夫だろうと思っはいけないということは、校長や教頭だけでなく生徒指導担当者にも繰り返し伝えている。さらに、いじめ防止基本方針の見直しやアンケートの改訂もそうだが、各校の担当者だけで終わらせることのないように、校内体制を整えて対応することが、い

いじめ防止にもいじめの発見にも重要であることも伝えているところである。

(教育長)

本協議会の開催は、通算何回目か。

(学校教育課長)

昨年度から始まり、これで4回目となる。

(教育長)

本協議会設置の意義は非常に大きい。昨年度の総合教育会議で教育委員の皆様といじめ問題について議論し、アンケートの精度を高める必要があるという意見が出された。今回の協議会の中心的な議題がまさにアンケートで、会長である学校教育課長や協議会事務局職員が説明している内容が、要点を端的に押さえていると感じるし、各委員はそれを踏まえ、それぞれの立場から意見してくださっている。この指導事項に富んだ議事録を、どう現場に届け、活かすか。小学校と中学校それぞれの代表として委員を務めてくださっている校長先生はもちろん意識が高いが、一人ひとりの教員も正常性バイアスを働かせることなく、いじめに対して敏感でいられるかが重要となる。この議事録はどのように扱うのか。

(学校教育課長)

議事録そのものではなく、ポイントを絞ったものを各校に渡している。

(教育長)

せめて今回のものだけでも、各校長だけでなく生徒指導担当者にも議事録を渡し、校内でディスカッションしてもらったり、校内研修の資料としてもらったりしてはどうか。一人ひとりの教員の力を上げるツールとなるはずだ。

全てに共通して言えることだが、良いことをやっても、現場に届かなければ活かすことができない。届けるための手立てを講じられたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第5号「阪南市福祉・医療事業所応援給付金（子ども分野）支給事業実施要項の制定について」（教育総務課）

(教育長)

報告事項第5号「阪南市福祉・医療事業所応援給付金（子ども分野）支給事業実施要項の制定について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

市内私立幼稚園2園に給付するとのことだが、私立認定こども園や無認可の託児

所は対象とならないのか。

(教育総務課長)

本給付金は市内に所在する認定こども園や認可外保育施設も対象となるが、担当は教育委員会ではなく、こども未来部である。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「図書館の指定管理者制度導入の取組について」(図書館)

(教育長)

報告事項第6号「図書館の指定管理者制度導入の取組について」図書館の報告を求める。

(図書館長)

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(八田委員)

昨日図書館協議会が開催されたとのことだが、指定管理者制度導入予定時期が令和5年4月に延期されたことについて、委員から何かご意見はあったのか。

(図書館長)

会議録を作成して次回の定例会で詳細に報告する予定だが、いくつか挙げると、「指定管理者制度導入は市民サービス向上が条件である。コストを削減してサービスは向上できるのか。直営の中でコスト削減していくのでよいのではないか」、「図書館は市民協働の窓口となる社会教育施設なのに、指定管理者に渡してしまうことはどうかと思う」、「NPOで継続的な司書配置はできるのか」、「指定管理と決めつけず、市の職員を図書館に残した一部業務委託も検討すべきではないか」、「アウトソーシングするにしても、次世代の司書を育ててほしい。運営を管理し、選書や除籍といった蔵書更新に責任を持つためには、図書館業務についてわかっていなければできない。専門職を配置すべきである」、「市民活動を続けるためには、市民団体と行政と指定管理者が定期的に意見交換できる場が必要だと思う」、などであった。いずれも現状の図書館運営を評価していただいたうえでのご意見であるため、真摯に受け止め、検討していきたいと考える。

(鎌田委員)

資料①中「今後の進め方」に、非営利法人等による運営の可能性を検討するとあるが、そのような実例は全国にあるのか。

(図書館長)

総務省調査によると、2018年4月1日現在、全国で592館が指定管理者制

度を導入している。その中で特定非営利活動法人により運営されている図書館は39館、全体の約7%である。現在、それらの図書館に聞き取り調査等を行っているところである。

(教育長)

資料②『『市民が育てる持続可能な図書館』イメージ図』だが、多方面の機関と連携と協働を進めていくうえで、指定管理者制度導入後の図書館を管轄する教育委員会の役割が、これではわからない。例えば公民館の場合は、中央公民館が地区公民館と手を携えながら統括するということが明確になっている。そういった仕組みづくりを議論しなければ、教育委員会の姿勢である「公民協働の場」、「市民が活躍できる」が具現化しない。教育委員会がどうやって関わっていくのか、図に盛り込んでほしい。

今回、導入の1年延期が決まったが、この3月から5月は教育委員会内で協議をする非常に重要な時期となる。中央公民館長も図書館との協議に参加するなど、メンバーの枠を拡げてみることも必要ではないか。

協議会でのご意見も汲みながら、教育委員会として図書館の指定管理の仕組みをしっかりと練りあげていかなければならない。

(図書館長)

指定管理者が運営する図書館と教育委員会とが役割分担して協力していく仕組みについて、現在図書館内で案を作成しているところだが、学校教育課や公民館とも協議して練りあげ、来年度の1回目の図書館協議会で提示し、ご意見いただきたいと考えている。

(教育長)

同じ議論を繰り返していても前には進めない。切り口を変えて考えるのは良いと思う。

(辻委員)

資料①中「今後の進め方」には、図書館と文化センターを、文化センターの次期指定管理開始時期に合わせ、共同企業体を含めた同一の法人へ運営委託する、とある。同一施設内にあるためハード面では可能だが、ソフト面では文化センターと図書館とでは個々に専門分野も異なるため、難しい点もあるのではないか。

(図書館長)

同一企業というより文化センター、図書館それぞれに精通した企業による共同企業体をイメージしている。コスト削減だけではなく、共有スペースであるエントランスを活用してイベントを実施するなど、連携がしやすく、市民へのサービス向上も図ることができるというメリットもあると考える。今後もいろいろとご意見をいただければありがたい。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<教育総務課>

3月 2日～24日 第1回定例会(1月議会)

<学校教育課>

3月12日 公立中学校卒業証書授与式

3月17日 公立小学校卒業証書授与式

3月19日 公立幼稚園修了証書授与式

<生涯学習推進室>

2月20日 まちの歴史発見講座③

3月28日 日本語発表会

<公民館>

2月 9日 第3回阪南市立公民館運営審議会

<尾崎公民館>

1月15日～3月26日

「ひきこもり」を支えるご家族のための連続講座(全6回)

<西鳥取公民館>

2月28日 カウンセリング講演会

<図書館>

3月16日 この指とまれ～あしたの図書館・市民学習会

【中止】

<学校給食センター>

2月15日 物資購入委員会

2月18日 献立委員会

※いずれも2月19日現在の実績・予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等ないか。

(辻委員)

3月は小中学校の卒業式や幼稚園の修了式、また4月には入学式・入園式があるが、コロナ禍の中でどのように実施するのか。

(学校教育課長)

行事予定表に記載の日程で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組を徹底して実施する予定である。具体的には、緊急事態宣言が発令されている場合には、身体的距離は1 m程度又は座席1席分の間隔を確保し、宣言が解除されている場合は、大声を出さないことを前提に、人と人とが接触しない程度の間隔を取ることとしている。なお、保護者はご参加いただける。在校生は、身体的距離を確保できるのであれば参加可能としているが、会場の広さや参加人数は学校ごとに異なるため、各校において検討しているところである。幼稚園では、在園児の参加は見合わせる。また、来賓は原則お断りするが、教育委員会からは1名ずつ参加する。国歌や校歌、卒業の歌などの合唱については、会場において児童生徒同士や指導者・伴奏者と児童生徒との間隔が、前後左右ともに2 m、最低でも1 m程度確保できる場合は、マスク着用のうえで実施できるとしている。その他、風邪等の症状があるときは参加しないことはもちろん、可能な範囲でアルコール消毒薬を設置する、こまめに会場の換気をするなどの感染防止対策を講じたうえで実施する。

(鎌田委員)

GIGAスクール構想の進捗状況についてご報告いただきたい。

(教育総務課長)

ハード面の現況について報告する。

学習用端末は、鳥取中学校を皮切りに2月8日から順次各学校へ配送しており、本日全ての学校への配送が完了した。また、学習用端末を使用するための学習用ネットワークの構築については、無線LANと充電保管庫にかかる現場での作業を完了し、市役所の電算室内のサーバーの設定変更作業も終え、2月10日から校内での学習用端末の使用が可能となっている。

また、モバイルWi-Fiルーターについては、既に納品が済み、今回は1校当たり20台を配布している。運動場や校外学習など、インターネット環境がないところでもルーター1台につき数台の端末が接続可能で、現在は緊急時に備えて校内でいろいろと試しているところである。

(教育長)

ハードが届いたので、教育委員の皆様にも実際に見ていただく機会を設けたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他案件②「令和3年度阪南市学校園教育基本方針について」(学校教育課)

(教育長)

その他案件②、「令和3年度阪南市学校園教育基本方針について」学校教育課の報告を求める。

(学校教育課長)

本方針については例年2月の定例教育委員会で議決をいただいているが、今回新

型コロナウイルス感染症拡大を受け、大阪府の指導助言事項が大きく改訂されたため、本市の方針改訂についても委員の皆様からも広くご意見をいただきたいと考えている。そこで、本会議では案をお示しし、いただいたご意見を基に学校教育課で再検討し、次回の定例教育委員会では完成したものに議決をいただきたい。

改訂に当たり、大きな変更点は3つある。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対策を引き続き行う必要があるため、その対応に係るものを特別重点という項目で示したことである。これは、大阪府教育庁から発出された指導助言事項を基としており、全ての教育活動を行う際の前提として設定したものである。

2点目は、市の重点取組として、「性の多様性についての正しい理解の増進と子どもが安心して環境づくりの推進」を設定したことである。制服・標準服の見直しを行うに当たり、子どもたちが心の中に潜めている性への悩みの解消、LGBTQの方々への正しい理解のため、まずは学校現場としての環境の変化が必要であると考えたことによるものである。

3点目は、「4基本方針」のBとして、来年度からスタートするGIGAスクール構想の開始を見越した方針を新たに設定したことである。阪南市GIGAスクールビジョンの実現に向けた取組を推進するため、先生方に取り組んでいただきたいことを記載している。

以上に加え、各項目で文言の修正や、方針の記載順の変更などを行った。

(教育長職務代理者)

昨年度から方針の形式が変わり、各方針に対してそれぞれ具体的な施策が示されており、わかりやすくなった。また、ICTの推進やプログラミング教育、阪南市の教育の特色としての英語教育など、昨年度の方針に教育委員の意見を盛り込んだことを評価する。今回も、総合教育会議で議論した内容を含めるなど、時勢に応じた改訂案になっていると感じた。校長会では昨年度同様、改訂のポイントをまとめたものを示してほしい。

この学校園基本方針以外でも、教育委員会での委員の提言が各事業に反映されていることに感謝する。

(学校教育課長)

大きな変更点以外でも、伝わりにくい表現である、この文言を追加すべきである、などご指摘いただきたい。また、昨年度同様、改訂のポイントを作成して添付し、学校園に説明したいと考えている。

(教育長)

「特別重点」として「新型コロナウイルス感染症に係る対応」が挙げられているが、ここで「健康」や「体力」というキーワードもポイントになるのではないかと考えるので、一考されたい。

2つ目の方針にGIGAを掲げ、『阪南』GIGAスクールビジョンの・・・』としている姿勢は評価したい。これが正しく本市の教育施策であると明確に示されている。ただ、GIGAはこれからの数年がスタートダッシュの大切な時期だが、

教員間で活用の程度の違いがあったり、進められる学校とそうでない学校の差が生じたりしてはいけません。そこで、GIGAの推進委員である教員を中心として、全教員の技量を向上させる校内体制をつくる、というような一文を入れるべきではないかと考える。外国語教育と同じく、コーディネーター役は大変重要な役割を担うはずだ。

外国語教育については、市の財政状況が厳しい中でも、英語指導助手を招聘し、新しい市の施策として行うのであるから、そういった面を窺わせる表現があってもよいのではないかと。

また、市長の政策として、令和3年度から子どもの権利条約に基づき、子どもの意見を聴く機会をつくる施策を実施していくとのことである。それは人権の方針に盛り込むべきではないかと。

さらに、教育委員の皆様のお手元には、1年前に発行した「阪南市教育委員会の取組」という冊子があり、これは平成31年度全国学力・学習状況調査結果分析報告から抜粋したものであるが、分野別によくまとまったものとなっている。学校園基本方針内に、例えば「取組冊子〇頁」と挿入するなど、リンクさせることはできないか。セットにして示すことができれば、方針の具体性が増すはずだ。

以上のようなことを工夫して、次回の定例教育委員会ではより良いものを見せてほしい。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他案件③「雑誌スポンサー制度について」(図書館)

(教育長)

その他案件③、「雑誌スポンサー制度について」図書館の報告を求める。

(図書館長)

図書館では平成26年度から雑誌スポンサー制度を開始した。本制度は地域貢献活動の一環として、雑誌スポンサーに情報発信の場を提供するとともに、財源を確保し、雑誌コーナーの充実をさせることで図書館の地域へのサービス向上を図ることを目的としており、雑誌スポンサーになることができる者は、企業、商店、団体及び個人である。令和元年度の実績では、延べ40万円相当の雑誌をご寄贈いただいている。なお、リサイクルブック“つながり”本のリサイクル運営委員会には6タイトルの雑誌スポンサーとなっていたが、財源は図書館の除籍本や寄贈本を販売した収益である。なお、現在図書館では来年度の雑誌スポンサーを募集中している。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等ないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(生涯学習部参事)

旧下荘小学校跡地の利活用の取組について、現在の進捗状況を口頭にて説明する。

旧下荘小学校跡地については、平成28年4月の箱作小学校との整理統合以来、未利用の状態となっている。これまで市で校舎等の施設を活用した利用方法など、様々な可能性を検討してきたが、現在の厳しい財政状況等を踏まえると、市が自ら利活用を図ることは困難な状況であることから、この度、地域の活性化等に寄与することも含めて、民間事業者による利活用を図る方向で調整を進めることとなった。

かねてから下荘地域では複合型コミュニティセンターの設置要望があり、その候補地の一つとして旧下荘小学校跡地で検討した経緯があるため、今回の民間事業者による利活用については、民間事業者が行う事業の中で、施設等の一部を避難所や集会所として地域住民が利用できるようにするという条件を付して、公募型プロポーザルで提案を募集することとした。

この件について、本年1月30日に地元の代表として下荘地区自治会連合会の各自治会長にお集まりいただき、その取組内容について説明し、意見交換を行った。各自治会長の意見を総括すると、以前から要望している複合型コミュニティセンターの設置要望とは切り離して考えるべきだが、市が進める今回の取組は、下荘地区自治会連合会として同意するというものであった。

よって、教育委員会としては今後、市議会等への説明を行い、民間事業者を選定するための手続を進めていきたいと考えている。なお、具体的な方法やスケジュール等については、後日改めて報告する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等ないか。

(全員)

質問等なし。

(教育長)

その他、何かないか。

(八田委員)

毎年3学期に薬剤師会から教室の空気検査に行くのだが、普段の年は寒くて締め切ってしまう、授業の後半には空気中の二酸化炭素濃度が基準値を超えてしまうというのが問題で、換気の大切さをお話ししてきた。ところが今回は窓を開けているので二酸化炭素濃度は全く上がらない代わりに、寒さ対策として暖房器具を使用するため、湿度に異常値が出ている。湿度は30%以上が基準値だが、ウイルス対策

としては50～60%はあってほしいところである。コロナ対策に関する交付金等が活用できるのであれば加湿器を購入して設置したり、それが難しければ濡れタオルを吊るしたりするなど、何とか湿度を上げてほしいと学校には願っている。教育委員会でも、そういった面からの感染対策も考えていただきたい。

(教育長)

ご助言感謝する。

マスクと換気の効果でインフルエンザが流行しないというのは、今冬の状況を見ても明らかである。さらに湿度というご指摘をいただいたので、できる限りの対策を行っていききたい。

次回の令和3年第3学期回定例教育委員会は、令和3年3月19日金曜日午後2時00分から阪南市役所第3・4会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和3年第2回定例教育委員会を閉会する。

以上